

(案)

公用車リース業務契約書

(「久米島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

久米島町長 桃原 秀雄(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に、公用車(以下「車両」という。)の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

(契約対象車両)

第2条 乙は、甲に対し別表記載の契約車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

2 乙は、賃貸借期間開始日に納車ができない事由が生じた場合は、甲に代車を提供しなければならない。

(契約期間等)

第3条 この契約による賃貸借期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする。

2 この契約は、久米島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年久米島町条例第21号)に規定する長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。

3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(車両の引渡及び瑕疵)

第4条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、速やかに甲に引き渡すものとする。

2 賃貸借車両の引渡しは、甲乙双方が立会い、装備、外観、その他すべての点について賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認の上行うものとし、瑕疵がある場合は乙の責任において瑕疵の改善を行うものとする。

3 引渡し後のすぐに分からない隠れたる瑕疵があったときは、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

(賃貸借料金)

第5条 賃貸借料金は総額 円(月額 円×60ヵ月)とする。

(うち取引に係わる消費税総額は、 円)

(案)

(注)「取引に係わる消費税総額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに
地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき契約金額に 110 分の 10 を乗
じた額である。

2 料金計算上生じた 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 6 条 前 3 条に定める契約期間中途において、消費税等の率が改正された場合には、甲乙
協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(料金の請求、支払い)

第 7 条 前 2 条に定める賃貸借料は毎月払いとし、乙は毎月末日において甲の確認を受け
て、当該料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に当該料金を
乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責に期すべき事由により賃貸借料の支払を遅延した場合は、前項の期間満
了の日の翌日から支払い日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律
(昭和 24 年法律第 256 号)に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払う
ものとする。

(契約保証金)

第 8 条 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 とする。ただし、久米島町契約規則(平成
21 年久米島町規則第 12 号)第 7 条ただし書の規定に該当する場合は免除する。

(公租公課)

第 9 条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

第 10 条 乙は、本契約の期間中賃貸借車両について、次に掲げる定期点検等を乙の負担に
より行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換(タイヤ、バッテリーを含む。)

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(案)

(賃借権譲渡等の禁止)

第 11 条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(甲の修理費負担)

第 12 条 次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

(1) 甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用

(2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(損害賠償責任)

第 13 条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反した場合において、その相手方に損害を与えたときは、契約違反者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(裁判管轄)

第 14 条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約の解除)

第 15 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく契約の条項に違反したときは、その文書をもって通告し、当該契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することが出来る。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他営業に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 前1項から3項の場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

(案)

(協議)

第 16 条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、
甲乙協議して決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 沖繩県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地
久米島町長 桃 原 秀 雄

2

(案)

別表

(1) 車名・年式

(2) 登録番号

(3) 車台番号

(4) 塗色

(5) 数量

(6) 付属品